



# 石狩市 消費生活センター便り

No.54 2026年 2月発行  
編集・発行  
石狩市環境市民部 消費生活センター  
〒061-3292  
石狩市花川北6条1丁目30番地2  
TFI : 0133(72)3191 FAX :

## 現地研修会を開催しました



2月3日(火)市役所会議室で、北海道立消費生活センター・主任消費生活相談員の講師をお招きして、消費生活サポーターと消費者被害防止ネットワーク構成機関の方向けの研修会を開催しました。講師から、道内の消費生活に関するトラブル事例を紹介・解説していただき、道内で増えている相談の傾向や事例、対処法について学びました。

参加者からは実際に困ったことなどについて質問があり、有意義な時間となりました。

### <研修会の内容を一部紹介・先生！こんなときどうしたらいいですか？>

- Q. 家に電気等の「点検のお知らせ」という郵便物が届いたのですが、本物かどうかわかりません。
- A. 本物かどうか確認するには、届いた郵便物に記載されている連絡先ではなく、差出人である企業の名前でインターネット検索をして、企業の公式ホームページに書いてある連絡先に問い合わせてみましょう。



## 訪問販売によるリフォーム工事・点検商法にご注意を！

### <訪問販売によるリフォーム工事>

ある日業者が来訪し、家の周りの塀のリフォームを勧められ、父が契約をした。見積をもらって途中まで工事がされたが、途中から業者が来なくなった。業者と連絡はつくものの、もう信用できないので解約したい。

### <点検商法>

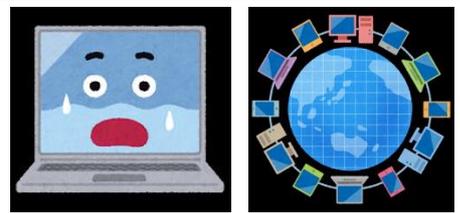
給湯器を点検すると電話があり、訪問した業者から高額なメンテナンス契約を勧められ契約したが、メーカーの保証期間内であることが分かった。解約したい。

### 【アドバイス】～その場では契約せず、比較・検討を！困ったら消費生活センターに相談を

- ・突然訪問してきた業者とはその場で契約しないようにしましょう
- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう
- ・点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう
- ・クーリング・オフ等ができる場合もあります



## 動画を見るために「ファイル共有ソフト」 を使っていますか！？ 知らないうちに著作権侵害していることも！



＜著作権を侵害したとして、弁護士事務所から示談書が届いた＞

先日、弁護士法人名で示談書が届いた。ファイル共有ソフトを利用して違法にダウンロードやアップロードし、著作権を侵害したとして、1作品なら30万円、複数なら70万円の示談金で和解するとの内容だった。

以前、プロバイダ事業者から発信者情報の開示について問い合わせる書面が届いていたが、身に覚えがなかったため放っておいた。パソコンは家族と共用なので確認したところ、家族が動画を無料で見るために、ファイル共有ソフトと知らずにインストールして動画をダウンロードしていたと判明した。

### 【ファイル共有ソフトとは？】

- ・インターネット上で不特定多数の人とファイルのやり取りを可能にしたソフトウェア
- ・利用者はネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトをインストールすることで、他の利用者とファイルをやり取りすることができるようになる
- ・ソフトの種類によっては自分のパソコン内の領域がネットワークの一部になり、他のユーザーがその領域を「共有」することになる

### 【アドバイス】

- ・自分が見るためだけに、ファイル共有ソフトを通じ音楽や動画などのファイルをダウンロードしたとしても、そのファイルが他のユーザーにも共有され、著作権法に違反するおそれがあります。また、ウイルス感染による個人情報漏洩リスクもあります。
- ・プロバイダ事業者からの発信者情報開示に係る意見照会書や事業者からの文書等は、契約者宛に届きます。自分がファイル共有ソフトを利用した覚えがなくても、家族など端末を共用している人が使っている可能性もあるので、確認しましょう。照会書等が届いた場合は、覚えがなくても、放置しないようにしましょう。
- ・端末を共用している場合は使用ルールを決め、家族に使用させるアカウントは勝手にソフトウェアをインストールできない設定にするなど検討しましょう。

石狩市消費生活センター



## 相談室だより～まずは一度、お電話をし～

今年の冬は豪雪…ですが、最近のご相談に訪れる方が多くなっています。せっかく来ていただいたので、なるべく早くお話を伺いたいたところですが、同じ日時に何組もの方

にお越しいただくと、やむなく待ち時間が発生してしまうことも…。

ご相談に来られる際は、まずセンターにお電話をいただくと、予約を取ることができるのでスムーズに相談できます。またご相談の際は、契約書など相談に関わる書類や、スマホに保存した確認画面などをご用意ください。

「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ →

☎0133-75-2282

局番なしの188(いやや)

